

大阪母乳の会 会員規約

[前文]

本会は、WHO/ユニセフの「母乳育児成功のための10カ条」の保護、推進、支援の実行を、大阪地域ですすめること、そのための医療者間、および医療者と母親たちとの連携、交流を深めることを、目的として始められた。

第1条 (名称)

本会の名称を、「大阪母乳の会」とする。

英語名を、Osaka Breastfeeding Association(OBA)とする。

第2条 (目的)

本会の目的は、大阪地域での

- ① 母乳育児の保護、推進、支援
- ② (医療者間、母親との) ネットワーク作り
- ③ 母乳の研究

とする。

第3条 (事業)

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 年1回の総会・講演会 (またはこれに準ずるもの)
- ② 年1～数回の会 (定例会、研究会、検討会、ワークショップなど)
- ③ 地域内での、目的に賛同する施設、グループ、個人などの連携、ネットワーク作り
- ④ 大阪地域、または近接する地域での、日本母乳の会主催の「母乳育児シンポジウム」など母乳、母乳育児推進の催しへの積極的協力、参加

第4条 (会員)

本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入する個人 (個人会員)、施設 (施設会員) とする。

第5条 (役員)

- ① 本会に次の役員をおく。

会代表	1名
事務局長 (会計兼務)	1名
会副代表	1名
運営委員	若干名
監事	1～2名
顧問	複数名

- ② 本会の実務遂行のために事務局をおく。

- ③ 本会に顧問をおくことができる。

第6条 (役員の仕事)

- ① 会代表、および運営委員は運営委員会を組織し、本会の運営に関する事項を処理する。
- ② 事務局は運営委員会で決定された内容、活動の実務を担当する。

第7条 (役員を選出)

- ① 運営委員、会計および監事は会員 (個人会員) の中から推薦され、運営委員会の合議を経て、任命される。
なお施設会員には、その権限は与えられない。
- ② 事務局長は、運営委員の中から選出される。

第8条（役員の任期）

役員の任期は3年とし、再任を妨げない。

第9条（会計年度および会費）

本会の会計年度は暦年とし、会員は別に定める年会費をその年度内に納入しなければならない。

[付則]

1. 本会則は、1998年6月6日より施行。適宜改定を行い、会員の過半数にて承認される。
2. 本会の会代表は、国立循環器病研究センター 白石 淳 とする。
3. 本会の事務局長は、谷口病院 谷口 武 とする。
4. 運営委員の選定に関しては、本会の目的に賛同する幅広い関係各層より選ばれることを旨とし、その数を制限するものではない。
5. 事務局は、医療法人定生会 谷口病院（住所：泉佐野市大西 1-5-20）とする。
6. 本会の目的と、日本母乳の会の目的とは共通するものが多いが、組織的には独立したものである。

[細則]

1. 本会を運営するにあたり、本会に入会した会員は、以下に定める年会費を納入する義務を負う。

年会費単位	年単位
年度開始月	1月から1年間
初年度年会費の月割	月割なし

- ①会費 個人会員：2,000円
 施設会員：20,000円

②特別の理由なく会費を滞納した場合、運営委員会の議を経て、これを除名することができる。

2. 参加費

- ①会員でないものが、会の催しに参加する時、参加費を徴収するものとする（定例会を除く）。
- ②個人会員や、施設が会員となっている場合には、催しにより減額および免除されることがある。

3. 総会

総会は年一回開催され、前年度の活動報告および決算報告、次年度の活動計画および予算案の承認を行う。

運営委員会により提出された議題を審議し承認を行う。

会員の過半数をもって成立する。欠席者には委任状の提出を求めることができる。

オンラインでの総会の開催および議題の審議承認は認められる。

4. 役員会（運営委員会）

役員会（運営委員会）は、必要に応じ、年1～数回、会代表の招集をもって、開催される。

2023年12月16日改定